

令和7年度大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）に係る 大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会 議事要旨

1 日時

令和6年12月17日（火曜日） 午前9時55分から午前10時35分まで

2 場所

エル・おおさか本館 11階セミナールーム

3 対象事業

離職者等再就職訓練（知識等習得コース、企業実習付コース、長期高度人材育成コース）に係る事業者選定

4 選定委員

榎 伸浩（大阪府社会保険労務士会）

長町 理恵子（追手門学院大学経済学部）

池内 宏行（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部）

後藤 拓真（近畿職業能力開発大学校）

5 審査方法

令和7年度大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）企画提案公募要領記載の審査基準に基づき、4名の選定委員会委員が書類審査を行い、令和7年度大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）企画提案公募要領の7の(2)審査基準の配点に基づき採点・評価した。

6 議事概要

令和7年度に実施する大阪府委託訓練（離職者等再就職訓練）の実施事業者を選定するため、企画提案公募を実施し、応募のあった事業者の企画提案についてその内容を選定委員会で評議するとともに、得点の高い順に公募科目に応じて選定した。

7 選考委員発言等要旨

カリキュラム、就職支援内容の審査にあたっての考え方等について意見があった。

- ・就職支援に関しては、就職実績、キャリアコンサルタントの配置、クラス担当の支援体制、常勤教員の配置状況、就職支援の内容・時間、訓練修了後のフォローアップ、セミナー開催の有無等をもとに評価した。
- ・カリキュラムの作成に関する調書では、求人求職状況や就職できない理由などに関する分析だけでなく、それがカリキュラムの設定にどうつながるのかももう少し踏み込んだ視点も必要である。
- ・講師名簿については、講師の単なる資格や経歴だけではなく、例えばAIなどに関して最新の知見をどの程度有しているのかなどの記載も重要である。